

わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業 及び地域課題解決型起業支援事業 実施要領

(趣旨)

第1 茨城県と別表1に掲げる市町村（以下「実施市町村」という。）が共同して実施するわくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び実施市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、茨城県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と実施市町村が共同して、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、茨城県と実施市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を得るため申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ（移住・起業・就業型））の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、実施市町村の協力を得て、茨城県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業の概要是、以下のとおりである。

1 わくわく茨城生活実現事業

茨城県が行う茨城就職チャレンジナビ事業又は地域課題解決型起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、茨城県と居住地の市町村が協働して移住支援金を給付する。

2 茨城就職チャレンジナビ事業

茨城県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、実施市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人情報の作成支援と当該求人情報のサイトへの掲載を行う。

3 地域課題解決型起業支援事業

茨城県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業等を支援し、開業に至った

場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(わくわく茨城生活実現事業及び茨城就職チャレンジナビ事業)

第5 わくわく茨城生活実現事業及び茨城就職チャレンジナビ事業は、次のとおり実施する。

1 わくわく茨城生活実現事業

茨城県は、事業の制度設計・全体管理、地方創生推進交付金の申請、実績報告、受領、返納等の窓口・調整業務を担う一方、実施市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

実施市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業等をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満（※）の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

（※）申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満。

① 移住等に関する要件

次に掲げる事項の（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）

のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしてきたこと。

b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 茨城県内（実施市町村の区域内に限る）に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた以後であって、この要領の施行日以後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他茨城県及び実施市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて2 (1) ①に示す対象法人に就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(才) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 転入から申請までの間、勤務日の過半、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。

(ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

茨城県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、別表2に掲げる市町村が個別に定める要件に該当すること。

⑤ 起業に関する要件

第6に定める地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

(ア) 移住前事前相談

移住支援金の申請者は、移住前に、あらかじめ、移住を予定する市町村に事前相談を行うこと。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式1）、就業先の就業証明書（様式2）（ただし、上記④において就業を要件としない場合及び⑤の要件に該当する場合を除く）及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(ウ) 支給方法

実施市町村は、（イ）の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

（2）移住支援金の返還

実施市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

- (ウ) (移住先で就業を要件とした場合のみ該当) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- ② 半額の返還
- 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
- (3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有
- 実施市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに茨城県に共有することとする。また、茨城県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 茨城就職チャレンジナビ事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

茨城県は、①に定める要件を満たす移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 地域経済への影響力が大きく成長性が見込まれる法人や雇用のミスマッチの解消を支援すべき法人であること。
 - (イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が 10 億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
 - (ウ) 資本金 10 億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね 50 億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。
 - (エ) みなし大企業（※）でないこと。（ただし、上記（ウ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）
 - (オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）でないこと。
 - (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
 - (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
 - (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。
- (※) 以下のいずれかに該当する法人をいう。
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の資本金 10 億円以上の法人が所有している資本金 10 億円未満の法人

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(2) 移住支援金の対象法人の選定

茨城県は、以下の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書(様式4)に加え、(1)①の要件に該当することを証する書類を都道府県に提出する。

② 登録

都道府県は、①の申請が(1)①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人情報の作成支援

茨城県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人情報をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

① 雇用情勢に合わせた求人マッチングサイトの求人項目の設定や求人作成動画の掲載。

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

茨城県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、実施市町村に共有することとする。

(地域課題解決型起業支援事業)

第6 地域課題解決型起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

茨城県は、茨城県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業等を行う者に対して、当該起業等を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

(イ) 茨城県内に居住していること、又は起業支援事業の事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。

(ウ) 個人事業の開業届出又は法人の登記を茨城県内で行う者。

(エ) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

(オ) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は

反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0

関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となること。

(イ) 茨城県内に居住していること、又は起業支援事業の事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。

(ウ) 事業承継又は第二創業により新たに実施する事業を茨城県内で行う者。

(エ) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

(オ) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

① 社会的事業の要件を満たすこと。

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

(ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）

② 茨城県内で実施する事業であること。

③ 国の交付決定日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業等をする事業であること。

(3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を茨城県に提出する。

(2) 交付方法

茨城県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て茨城県が(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、予算の範囲内において起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

茨城県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1及び2の業務を行う執行団体（事務局）を置くことができる。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定めるわくわく茨城生活実現事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第5の2に定める茨城就職チャレンジナビ事業

事業費の地方負担については、茨城県が負担する。

3 第6に定める地域課題解決型起業支援事業

事業費の地方負担については、茨城県が負担する。

(協力)

第8 茨城県と市町村は、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、わくわく茨城生活実現事業の実施に必要な事項は、茨城県と実施市町村が協議して定める。

また、この要領に定めるもののほか、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業の実施に必要な事項は、茨城県が別途定める。

附 則

この要領は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年2月13日から施行する。

附則

この要領は、2020年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2020年8月25日から施行する。

附則

この要領は、2020年12月28日から施行する。

附則

この要領は、2021年3月1日から施行する。

附則

この要領は、2021年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2022年2月1日から施行する。

附則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年3月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年7月1日から施行する。

別表1（第1関係）

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市 潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町

別表2（第5関係）

市町村	要件
水戸市	茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
日立市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ①茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ②転入時に 39 歳以下であって、以下のいずれかの要件に該当する者 (転勤による転入者を除く) <ul style="list-style-type: none">・令和 4 年度までに日立市にふるさと納税を行った者・日立市に 10 年以上居住歴がある者（日立市の住民基本台帳に通算 10 年以上登録があった者）若しくは市内高校等又は市内大学（茨城大学工学部、茨城キリスト教大学）卒業者・日立市及び関連団体が実施する企業見学ツアーやインターチップ等の参加経験を有する者 ③日立市が実施するお試し移住事業「ひたちトライアルステイ」の参加経験を有する者 ④「ひたち子育て応援マイホーム取得助成」、「山側住宅 団地住み替え促進マイホーム取得助成」若しくは「山側 住宅団地住み替え促進家賃助成」を利用し、住宅を購入又は賃借をした者 ⑤転入時に 36 歳以下であって、日立市に転入後「日立市青少年イベント企画部」若しくは「ひたち若者かがやき会議」のコアメンバーに登録し活動実績のある者 ※ただし 3 年以上、活動を継続して実施できる者に限る
土浦市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
石岡市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・転入日より前に、石岡市が行う「移住ツアー」に参加したことがある者・転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者。

結城市	<p>次のア及びイの区分に応じて、それぞれ当該ア及びイに定める要件を満たす者であること。</p> <p>ア 令和5年3月1日以降に転入した場合 市が実施する移住定住促進プログラム又は関係人口創出プログラムに参加したことがある者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 市内の事業所に就職し、又は市内で就農し、若しくは起業した者 (イ) 市内に住宅を新築し、又は購入した者</p> <p>イ 令和5年2月28日以前に転入した場合 次に掲げる事項の全てに該当する者</p> <p>(ア) 結城市ふるさと市民制度に登録した者 (イ) 市内の事業所に就職した者 (ウ) 市内に住宅を新築し、又は購入した者</p>
龍ヶ崎市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通経済大学龍ヶ崎キャンパスに通学し、同大学を卒業した者 ・申請者及びその配偶者のいずれかが補助申請年度の4月1日現在で40歳未満であること又は申請者が属する世帯に18歳未満の子（申請者等の子に限る）がいること
下妻市	<p>転入時に40歳未満であって、市内事業所に就職した者であり、申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で下妻市へふるさと納税を行った者</p>
常総市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に46歳未満であること。 ・常総市内に住宅を新築または購入した者
常陸太田市	<p>申請時において、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア 転入時の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者</p> <p>イ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p> <p>ウ 就業又は就農をしている者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 転入日前の3年間に、本市に来訪の実績がある者 (イ) 市内に住宅を取得した者</p>
高萩市	<p>市内事業所に就職したものであり、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の前年度までに高萩市へふるさと納税を行った者 ・転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者 ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
笠間市	<p>転入時に笠間ファン倶楽部に登録している者で、次のいずれかに該当</p>

	<p>する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サテライト・ワーケーション施設を含む移住・関係人口創出拠点を利用した者 ・市が関与する移住・関係人口誘導事業に参加した者
牛久市	<p>転入時に 55 歳未満であって、かつ県内に就業または起業しており、以下のいずれかの要件に該当する者（ただし、申請者を含む世帯員が 2 名以上転入し、その全員が 55 歳未満である場合に限る）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・牛久市内に通算 5 年以上居住したことがある者 ・牛久市内に住宅を購入した者
つくば市	<p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①つくば市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けていること ②上記支援を受けた証明をつくば市から受けていること ③上記支援の対象となった事業の業種・内容で令和 3 年 3 月 1 日以降に個人事業を開業していること ④③によって開業した事業所の所在地が周辺市街地内であること
ひたちなか市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市が行うお試し移住事業の参加経験を有する者 ・転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者（転勤による転入者を除く） ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
常陸大宮市	<p>県内に就職または市内で就農、市の起業支援を受けて起業した者であって、市内に住宅を購入または新築した者であり、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の前年度までに本市へふるさと納税を行った者 ・令和 3 年度以降の本市で主催する移住体験ツアーに参加したことがある者 ・市内の学校を卒業した者 ・転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者 ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
那珂市	<p>転入時に 40 歳未満（世帯の場合は世帯全員が 40 歳未満）であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する移住に関する事業（移住ツアー、セミナー、インナーシップ等）に参加したことがある者 ・市のお試し居住施設を利用したことがある者
筑西市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市内へ転入時において、筑西市が行う移住ツアーに参加した若しくは、筑西市移住希望者滞在費補助金交付要項に基づき滞在費の補助

	<p>金を申請し交付された者。</p> <p>②市内に転入し、転入時に 50 歳未満であって、市内の事業所に就職したもので下記のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の前年度までに筑西市にふるさと納税を行った者。 ・市内に通算 5 年以上住んでいた者（筑西市の住民基本台帳に通算 5 年以上登録があったもの）。
坂東市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>①住民票を移す直前から 5 年間のうち、通算 3 年以上、坂東市又は坂東市観光協会が主催する行事に、運営スタッフとして参加した経験を有する者</p> <p>②転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者</p> <p>③茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p>
稲敷市	<p>転入時に 40 歳未満であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者。</p> <p>①下記のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の前年度までに稲敷市へふるさと納税を行った者 ・市内の事業所に就職した者 ・市内に住宅を新築または購入した者 <p>②「稲敷市空き家バンク制度」に利用登録をし、媒介業者を通して購入や賃借をした者</p>
かすみがうら市	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入時に 40 歳未満（世帯の場合は世帯全員が 40 歳未満）であって、かすみがうら市に 3 年以上住所を有していたことがあり、U ターンにより、東京圏（条件不利地域を除く）以外の地域に就職又は市内で就農等（漁業や林業も含む）、市の起業支援を受けて起業する者 ・転入時にかすみがうら市が行っている「かすみがうらふるさと通信」制度に登録後 3 月以上経過している者（転勤による転入者を除く） ・転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者（転勤による転入者を除く） ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
鉾田市	<p>申請者及びその配偶者のいずれかが補助申請年度の 4 月 1 日現在で 40 歳未満である者又は申請者が属する世帯に 18 歳未満の子（申請者等の子に限る）がいる者であり、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日の属する年度の前年度までに鉾田市へふるさと納税を行った者 ・鉾田市が主催する行事等への参加したことがある者

茨城町	転入時点で、以下の要件を満たす者。 ・ 転入日の3か月前までに「いば3ふるさとサポートーズクラブ」に加入している者
大洗町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・ 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者（転勤による転入者を除く） ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・ 申請時に45歳未満であって、町内に住居を購入した者
城里町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・ 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者（転勤による転入者を除く） ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
東海村	次に掲げる事項のいずれかに該当すること ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・ 東海村つながるプロジェクトに参加したことがある者
大子町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・ 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者（転勤による転入者を除く） ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
阿見町	「阿見町空き家バンク制度」に利用登録をし、媒介業者を通して購入や賃借をした者
河内町	就業又は起業しており、申請者を含むすべての世帯員が55歳未満であって、以下のいずれかに該当する者。 ・ 河内町定住促進事業の交付決定を受けた者 ・ 河内町空き家活用推進奨励金の交付決定を受けた者
八千代町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・ クラインガルテン八千代の滞在型または日帰り型の利用登録をした者 ・ 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者 ・ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・ 「八千代町空き家バンク制度」に利用登録し、媒介業者を通して購入や賃借をした者 ・ 八千代町内の事業所に就職又は起業し、八千代町内に住宅を購入した者
境町	転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者
利根町	町内の学校を卒業した者又は町内に通算3年以上居住したことがある者であり、以下のいずれかに該当する者。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・茨城県内で就業又は起業した者・千葉県印西市、我孫子市、柏市、成田市又は栄町で就業した者。 |
|--|--|